

経営会議の内容

件 名	大和市市営住宅条例の一部改正について
所 管 部	街づくり計画部
日時・場所	平成24年8月24日（金） 16:15～16:30 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、街づくり総務課長、秘書総務課長、財政課長、総合政策課長
提 出 理 由	第1次一括法の施行により、公営住宅法が一部改正されたことに伴い、大和市市営住宅条例の一部改正案を大和市市営住宅運営審議会へ諮問するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・平成24年3月議会において、同居親族要件継続の条例改正を行った。今回の収入基準、対象、施設整備基準の条例改正については、平成24年12月議会において条例改正を行うとのことだが、いずれも法改正の公布のタイミングは同じであったのに、なぜ2回に分けて条例改正を行うのか。 （所管部）同居親族要件については、法改正の施行日（H24.4.1）までに条例改正を行う必要があった。収入基準、対象、施設整備基準の件については、施行日以降1年間の経過措置期間が設けられたため、改正の機会を分けたものである。 ・市営住宅は、住宅に困窮する市民のための施設であることを踏まえた管理運営に努め、入居者の収入の把握等はしっかり行うようにしなければならない。 （所管部）収入については、条例に基づき把握している。管理運営上の課題があれば、周辺各市とも連絡を取り合いながら検討していく。
会議結果	案のとおり、進めていく。